

第3章 施策の推進

1 理解と交流の促進

(1) 啓発広報と人権教育の推進

現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活するためには、障害の有無にかかわらず、全ての市民が障害に対する理解を深め、お互いに尊重することが重要です。

本市では、「じんけんセミナー」などによる啓発を行い、市民意識の向上に取り組んでいます。しかし、アンケート調査等では、障害のある人に対する地域や各種窓口等の担当者の理解が十分ではないと感じている人があり、啓発活動や研修会・講座等の学習の一層の充実が必要です。

また、障害のある人やその家族が障害への偏見を持っていることがあることから、障害に関する正しい理解の普及や啓発も必要です。

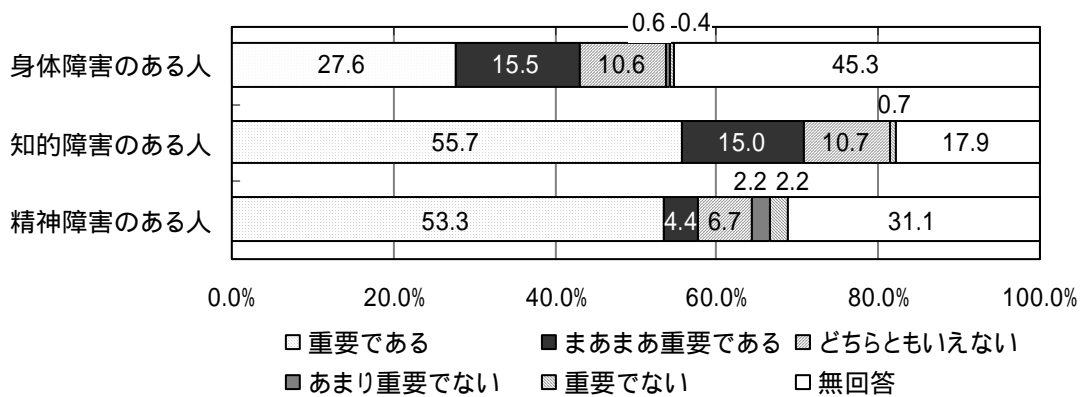
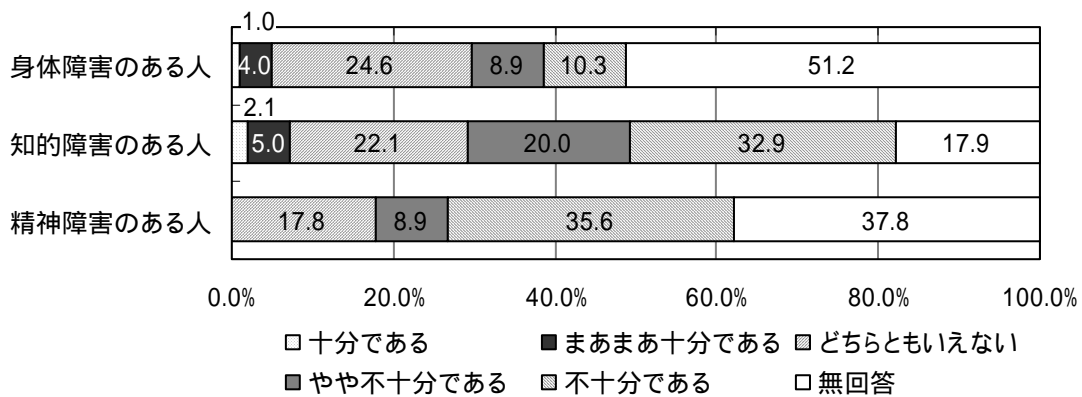
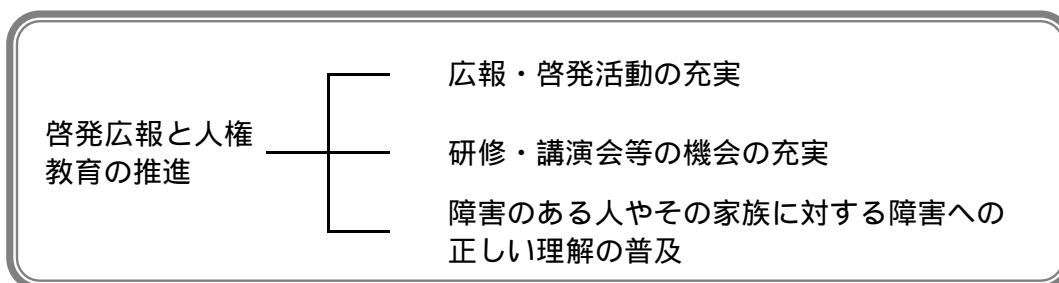


図 障害のある人の理解に関する社会啓発に対する満足度・重要度

施策の方向



今後の取り組み

広報・啓発活動の充実

市民を対象にした、人権問題や障害に対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
人権問題に関する教育の推進	同和問題や障害のある人をはじめ様々な人権問題の解決のために、学校や園において障害児（者）の人権に関する教育を推進します。また、地区別懇談会やセミナー等の学習会で啓発を行います。	人権教育課
人権問題に関する啓発活動の充実	同和問題や障害のある人をはじめ、様々な人権問題の解決のため、あらゆる差別の解消にむけた市民啓発事業「じんけんセミナー」「人権を考えるつどい」や研修会・学習会並び街頭啓発活動を行い、障害の理解を促進します。また、企業においても障害に対する理解の促進や偏見をなくすために各種研修会の参加や企業内の研修会の実施について啓発・推進します。	人権政策課 商工観光労政課
職員への人権啓発と意識の向上	人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。	人権政策課
ノーマライゼーションの理念の周知	広報活動、社会教育活動等を通じて、ノーマライゼーションの理念の周知を積極的に推進します。	関係各課
「障害の日」の広報・啓発	市民の理解と認識を深めるに12月9日の「障害者の日」の行事として障害者関係団体との連携を図りながらスポーツ大会等開催したり、障害の理解を促進するための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。	家庭・障害福祉課

研修・講演会等の機会の充実

市役所を含め、人権問題等に関する研修や講演会の機会を拡充し、人権に関する内容の理解を促進します。

今後の取り組み	内 容	関係課
市職員に対する研修の実施	同和問題や障害のある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるために市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。また、積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障害に対する理解の自己研鑽を行ないます。	総務課
民生委員・児童委員等に対する研修の実施	ホームヘルパーや民生委員・児童委員に対して、障害に対する正しい理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。	福祉保険課 社会福祉協議会
講演会の実施	障害者支援の関係機関が実施する講演会等を周知し、市民参加を求めることにより、障害のある人に対する正しい理解を深めていきます。	家庭・障害福祉課

障害のある人やその家族に対する障害への正しい理解の普及

障害のある人やその家族に対し、障害への正しい理解の普及、啓発活動を促進します。

今後の取り組み	内 容	関係課
障害者関係団体に対する人権学習会の支援	当事者としての障害に対する正しい知識を認識し、理解を深めるため、障害者関係団体の人権学習会を支援します。	家庭・障害福祉課
障害のある人やその家族に対する研修の実施	障害のある人への研修及び人権学習、家族に向けた障害に対する正しい理解の研修を検討します。	家庭・障害福祉課

(2) 交流機会の確保

現状と課題

障害に対する正しい理解を普及するためには、障害のある人との交流やふれあいなど、障害のある人とともに活動する機会を充実することが大切です。

本市では、学区のふれあい祭りや地域のコミュニティセンターの利用による障害のある人と地域の人との交流機会を設けており、今後もより一層の充実が必要です。

施策の方向

交流機会の確保 ————— 交流機会の充実

今後の取り組み

交流機会の充実

地域における各種事業へ障害のある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障害のある人との交流機会の充実を図り、障害に対する正しい理解を促進します。

今後の取り組み	内 容	関係課
地域行事への参加の促進	地域で実施する各種事業に、障害のある人が参加しやすいようボランティア配置等の会場の設営等十分な配慮をし、積極的な参加を呼びかけ、相互理解の促進を図ります。	関係各課
交流の場・機会の確保	障害のある人との交流会等、障害のある人への理解を深めるための積極的な取り組みを実施します。	関係各課

(3) 福祉教育の推進

現状と課題

障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、ともに尊重し支え合う共生社会を実現するためには、福祉教育が重要です。

本市では、福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育に関する授業を行っています。アンケート調査等では、障害に対する十分な理解がされておらず、保護者を含めた福祉教育の充実が必要です。

また、地域住民に対する福祉教育として地区別懇談会等の場を活用した人権学習を行っています。今後も、障害に対する正しい理解、啓発を行うための学習会や講習会のより一層の充実が望まれます。

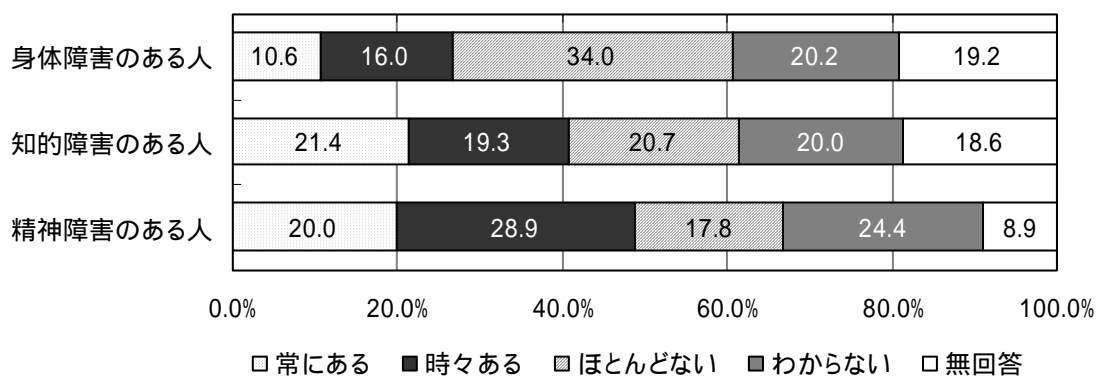


図 障害について理解されていないと感じること

施策の方向

福祉教育の推進 ————— 福祉教育の充実

今後の取り組み

福祉教育の充実

ふれあいや体験活動等により福祉教育を充実し、障害に対する正しい理解を促進します。

今後の取り組み	内 容	関係課
福祉教育読本の活用	福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めます。	学校教育課
障害のある人に対する正しい理解の教育の充実	障害のある人に対する正しい理解と認識を培う指導や活動を教育課程の中で実践します。	学校教育課
ふれあいの場・機会の充実	児童・生徒と障害のある人とのふれあいを通して障害のある人の思いや生き方を学ぶ機会を充実します。	学校教育課
学校行事を通じた障害に対する理解の促進	学校行事やPTA行事・通信を通じ、保護者や地域の人々の障害のある人に対する理解の促進を図ります。	学校教育課
福祉に関する体験学習の充実	総合的な学習等における老人福祉施設訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク・キャリア教育における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して障害のある人の思いや生き方を学ぶ機会を充実します。	学校教育課

(4) 地域福祉活動の推進

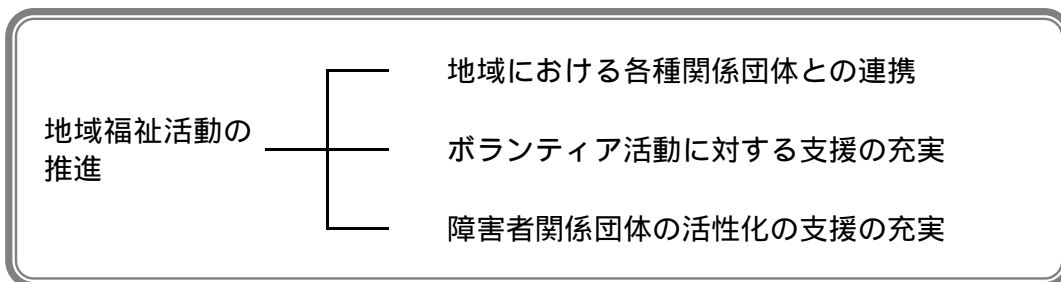
現状と課題

「ノーマライゼーション」の実現のためには、全ての市民が共に暮らすまちづくりをめざした地域福祉の理念を推進することが必要です。

本市では、「ふれあいまちづくり事業」として、小地域ネットワーク活動を推進するため、自治会ごとの啓発活動を行っており、今後も地域福祉活動をより一層推進するため、障害のある人が地域活動へ参加しやすい環境の整備が必要です。

また、障害のある人に対するボランティア活動では、障害の特性を理解したボランティア人員が不可欠ですが、新しい人材が育ちにくいのが現状であります。障害者関係団体の活動においても、参加人数は減少していることから、ボランティア団体や障害者関係団体への支援が求められます。

施策の方向



今後の取り組み

地域における各種関係団体との連携

地域振興協議会や地域の関係団体と連携を図り、障害に対する理解を促進します。

今後の取り組み	内 容	関係課
地域振興協議会との連携	地域振興協議会との連携を図りながら、障害のある人が地域で住みやすい市民参加のまちづくりを行い、市民を対象とした障害に対して正しい理解・啓発のための福祉学習会を開催します。	家庭・障害福祉課 社会福祉協議会

今後の取り組み	内 容	関係課
小地域ネットワーク活動再開の啓発	小地域ネットワーク活動再開により地域の障害のある人が地域との関わりを深めることができ、参加しやすくなるよう地域振興協議会等でふれあいサロンなどの展開の啓発を図ります。また、総合相談事業として、心配ごと相談所や法律相談を行い、住民の生活上の困り事についての相談に応じます。	家庭・障害福祉課 社会福祉協議会

ボランティア活動に対する支援の充実

ボランティア養成講座等により、ボランティアの人材育成や資質向上を図るとともに、ボランティアに関する情報提供、障害者関係団体やボランティア団体の活動の拠点となる中継機能の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
地域福祉活動推進のためのリーダー育成	ボランティア・市民活動に関する相談、登録、調整、紹介事業、啓発事業等を行い、活動拠点としての交流の場の提供事業、ネットワーク形成促進事業、その他目的を達成するために必要な事業の運営を行います。また、地域福祉活動を推進するために、リーダー育成のため人材育成事業を強化します。	ボランティア市民活動支援センター
ボランティア活動のコーディネートの充実	障害者関係団体とボランティア団体との連絡協議会を組織し、相互の連携を図りながらボランティア活動を支援できるコーディネートを行います。	ボランティア市民活動支援センター 家庭・障害福祉課
ボランティアに関する情報発信・管理機能の充実	あらゆるボランティア活動に関する情報の発信基地としての情報収集・管理機能を充実し、ニーズに対応する施設運営を図ります。	ボランティア市民活動支援センター 市民活動推進課
企業へのボランティア活動の促進	市内企業へのボランティア関係のPRや企業の社会貢献について講習会を開催します。	ボランティア市民活動支援センター
ボランティア活動拠点の整備	ボランティア活動を市民ぐるみで展開するための拠点施設を整備し、福祉に対する理解を深め、協力を得るための土壌となる思いやり・いたわり合う心を育む上で、幼児期から障害を通じた福祉を学び体験する機会を提供します。	ボランティア市民活動支援センター 家庭・障害福祉課
ボランティア人材の育成	視聴覚障害のある人の情報収集・コミュニケーション手段を確保するため各種の講座を開設し、専門技術を有する人を育成するとともに、派遣等を行うボランティアセンター事業への補助及び支援を行います。	ボランティア市民活動支援センター 市民活動推進課

障害者関係団体の活性化の支援の充実

障害のある人の障害者関係団体への参加を促すとともに、障害者関係団体の活性化を支援します。

今後の取り組み	内 容	関係課
障害者関係団体への活動支援	市内における障害者関係団体の把握に努め、統一した助成基準を作成し、各障害者関係団体の自主的な活動を支援するため活動補助金を交付します。	社会福祉協議会 家庭・障害福祉課
家族会に対する活動支援	精神障害に対して正しい理解がされていないことが多く、精神障害のある人を抱える家族の疾病に対する知識と理解を深めることにより、精神障害のある人及び家族の積極的な社会参加を図るため、家族会の活動を支援します。	家庭・障害福祉課

2 保健・医療の充実

(1) 発生予防対策及び早期発見体制の充実

現状と課題

障害の要因は疾病や疾患である場合も多く、障害の発生予防や重度化を防ぐためには、保健医療の充実が重要です。

アンケート調査等においても、疾病が原因で障害が発生する身体障害のある人が多く、生活習慣病をはじめとした疾病予防からの障害の発生予防、早期発見のための体制の充実が必要です。

また、アスペルガー症候群や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの発達障害のある子ども等にみられるように、周囲の人が障害の特性を正しく理解できず、適切な対応を判断できない場合があります。

そのため、発達障害を含め、それぞれの障害の特性を正しく理解し、適切な対応が行えるよう、関係機関との連携を図りながら環境の整備が重要です。

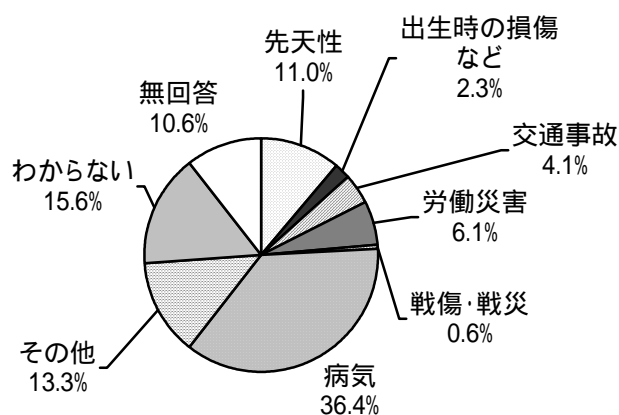


図 身体障害の発生原因

施策の方向

発生予防対策及び早期発見体制の充実

障害発生予防のための体制整備

妊娠期・乳幼児期における疾病・疾患、障害に関する知識の普及

今後の取り組み

障害発生予防のための体制整備

健康診査の受診を促進するなど、障害の発生予防のための体制を整備します。

今後の取り組み	内 容	関係課
妊婦に対する各種健診・助成の充実	妊婦の疾病の予防と早期発見のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。 <助成の内容> 妊婦健診の助成 5 回分 ・異常分娩・未熟児出生の予防・妊娠中毒症及び血液不適合によって生じる種々の障害の早期発見 ・抗体未保有者の感染防止及び先天性風しん症候群患者発生防止 ・妊婦及び出生時に対する感染防止対策 超音波健診の助成 1 回分(35 歳以上の妊婦) ・年齢の高い妊婦に対する胎児の発育状況の確認及び異常の早期発見 妊婦精密健康診査の助成 ・健康診査の結果、精密健康診査が必要であると主治医が判断した場合、申し出のあった妊婦に対する精密健康診査の受診料の助成	健康増進課
妊婦に対する訪問指導の実施	ハイリスク妊婦の連絡があった場合は、訪問指導を行います。	健康増進課
電話相談の実施	妊婦の疾病予防と異常の早期発見のため母子手帳交付時及び電話による相談を実施します。	健康増進課
先天性代謝異常等検査の受診勧奨	放置すると重度の知的障害や身体障害をきたす先天性代謝異常症・先天性甲状腺機能低下症の早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	健康増進課
乳幼児に対する訪問指導の実施	乳幼児(生後 4 か月まで)の全員に対して、保健師等が訪問し、適切な指導を実施します。また、未熟児出生者を管理し、未熟児訪問を実施します。さらに、ハイリスク児産婦の連絡があった場合に、訪問指導を行います。	健康増進課

今後の取り組み	内 容	関係課
発達検査・相談の実施	発達相談員を配置し、10 か月・1歳6 か月・2歳6 か月・3歳6 か月健診において、集団の場での様子を確認します。また、個別に面接を行い、発達検査及び相談に応じます。	健康増進課
就学時健康診断・定期健康診断の充実	学校保健法に基づき、就学時健康診断・定期健康診断を実施し、一般疾病・障害の早期発見に努めます。	学校教育課 幼児課
遊びを通じた保健指導の実施	子どもの関わり方や乳幼児の発育発達上、育児支援が必要と思われる母と子を対象に、遊びを通して保健指導を行い、養育条件の改善を図ります。	健康増進課
健康診査後の事後指導の徹底	健康診査後の事後指導の徹底と個人の生活背景を捉えた健康相談の実施や電話による相談等を行います。	健康増進課

妊娠期・乳幼児期における疾病・疾患、障害に関する知識の普及

出産の経過や妊娠期にかかりやすい疾患、乳幼児の発達と病気や事故の対応等に関する知識の普及を推進します。

今後の取り組み	内 容	関係課
妊娠期の知識の周知	健康管理や障害の発生を未然に防止するための冊子を母子手帳発行時に交付します。	健康増進課
夫婦参加の育児教室の実施	夫婦で参加し、参加者同士の交流や沐浴ワンポイントの実技体験等が子育てに対して不安の軽減を図り、夫の育児参加への意識を高めます。	健康増進課

(2) 医療体制及びリハビリテーションの整備

現状と課題

障害の重度化を防ぐとともに、障害のある人の健康の保持・増進を図るためには、生活習慣の改善と自己健康管理を促すことが必要です。

また、障害の特性や生活の状態によっては、二次的な障害が発生する可能性があります。アンケート調査等では、かかりつけ医を持つ人が多くなっていますが、より一層かかりつけ医制度を推進するとともに医療機関との連携が重要です。

また、後天的に病気や事故等によって障害が発生した人に対して社会復帰(リハビリ)を支援する体制の整備が必要です。

難病については、原因不明で治療方法が確立されておらず、治療期間が長期にわたることや一部の疾患において医療費の負担軽減が行われているものの、地域での療養生活支援は充分とは言えません。

そのため、広域的な連携や医療、保健、福祉が一体となった支援体制の整備が必要です。

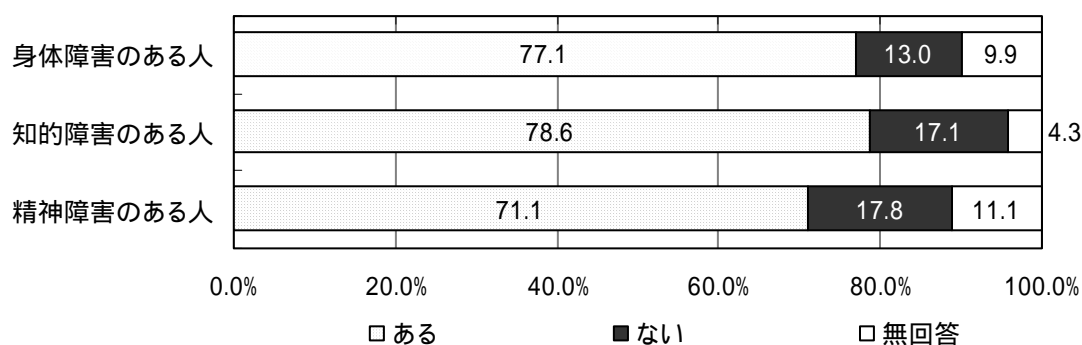
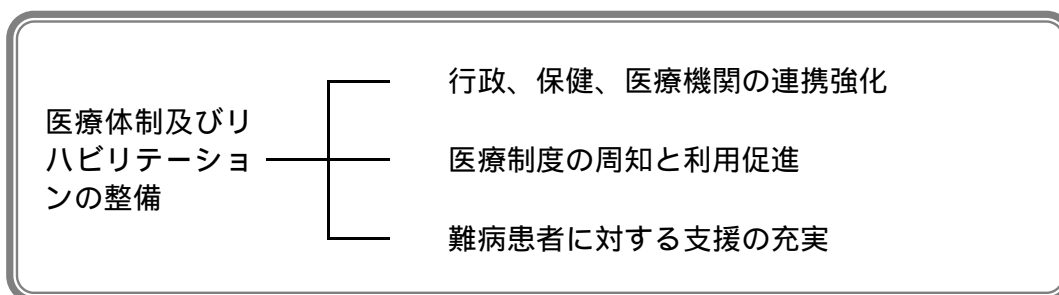


図 かかりつけ医の有無

施策の方向



今後の取り組み

行政、保健、医療機関の連携強化

障害のある人の健康を維持し、二次的障害の発生を予防したり、リハビリテーションを支援するため、行政、保健、医療機関の連携を強化します。

今後の取り組み	内 容	関係課
進行性筋萎縮症者療養等の給付	進行性筋萎縮症者を指定された国立療養所等の医療機関に入所又は通所させ、必要な医療・訓練及び生活指導を実施します。	家庭・障害福祉課
ケアシステムの構築	在宅の障害のある人に対して主治医や訪問看護等との連携の上、地域で生活できるケアシステムの構築を図ります。	健康増進課 家庭・障害福祉課 長寿福祉課
関係機関の連携強化	県立リハビリテーションセンターや湖南地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。	健康増進課 家庭・障害福祉課 長寿福祉課
初期救急医療の充実	かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・平日夜間等の初期救急医療の充実及び地域性を配慮した医療機関の整備を図ります。	健康増進課

医療制度の周知と利用促進

医療機関等との連携により、公費負担制度等の周知、利用促進を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
養育医療費の給付	養育のため指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費給付事務を行います。	健康増進課
育成医療費の給付	身体障害のある児童に対し、その障害を除去又は軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事務を行います。(医療補装具の交付を含む)	家庭・障害福祉課
更生医療費の給付	18歳以上の身体障害のある人に対し、その障害を除去又は軽減し生活能力を得るために必要な更生医療費を給付します。	家庭・障害福祉課
福祉医療費の助成	重度・中度心身障害のある人が健康保険各法の規定による医療給付を受けた場合、保険給付の範囲内の自己負担を補助します。	福祉保険課
重度心身障害老人等医療費の助成	重度・中度の障害のある老人保健の医療費の一部負担金を助成します。	福祉保険課
精神障害者の入院費用の助成	他の医療費助成制度を受けられない精神障害のある人等に対し、入院にかかる医療費を助成します。	家庭・障害福祉課
アイバンク・腎バンクの普及啓発	厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口に設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。	健康増進課 福祉保険課

難病患者に対する支援の充実

難病患者に対する支援の充実を図るため、広域的な連携や医療機関等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
難病患者に対する支援	難病患者に対する支援等の情報提供を行うとともに、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。	健康増進課 長寿福祉課 家庭・障害福祉課
日常生活用具の給付	難病患者や家族の支援を行うため、日常生活用具給付等の福祉施策を行います。	家庭・障害福祉課

3 生活支援の充実

(1) 経済的自立の支援の充実

現状と課題

障害のある人の自己実現を支援するためには、安定した生活を営むための経済的自立に関する支援が重要です。

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの位置づけや負担のあり方が変更され、利用者負担が増加した部分もあります。障害のある人の収入で生活費をまかなっている場合、その多くが障害年金・老齢年金などによる収入でまかっています。

そのため、サービス利用に対して経済的負担が大きい低所得者等への経済的支援が求められています。

施策の方向

経済的自立の支援の充実 ————— 各種経済的自立支援制度の周知と充実

今後の取り組み

各種経済的自立支援制度の周知と充実

就労等による収入が得られない障害のある人や低所得者に対し、共済制度や各種年金・手当等を周知し、経済的支援の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
障害基礎年金の支給	国民年金の被保険者期間中や60歳から65歳未満に初診日がある病気やけがで障害になったときに、その障害の程度により障害基礎年金を支給します。また、18歳までの子どもを扶養しているときは加算額を加えます。	福祉保険課
特別障害者手当の周知・利用促進	日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の障害のある人に対し、特別障害者手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障害によって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	家庭・障害福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
障害児福祉手当の周知・利用促進	20歳未満の重度の心身障害のある人に対し、障害児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障害によって生ずる特別な負担の軽減を図ります。	家庭・障害福祉課
心身障害者扶養共済制度の普及	障害のある人を扶養する保護者等が障害のある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金甲慰金を支給する心身障害者扶養共済制度の普及について、関係団体と連携を図り、促進します。	家庭・障害福祉課
心身障害者福祉年金の支給	重度心身障害のある人又は保護者に対し、福祉の増進を図るため、心身障害者福祉年金を年1回支給します。	家庭・障害福祉課
心身障害者社会参加支援給付の支給	中度・軽度心身障害のある人又は保護者に対し社会参加の促進を図るため、心身障害者社会参加支援給付を年1回支給します。	家庭・障害福祉課
更生資金などの低利貸し付け	障害のある人の更生資金、生活・福祉・住宅福祉資金を低利で貸し付けます。	社会福祉協議会
各種減免・無料制度の周知	各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びNTT無料番号案内の周知を図ります。	各関係機関
児童扶養手当の支給	父親に重度障害がある場合、18歳までの児童を養育している母親あるいは母親に代わって養育している人に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の向上を図ります。	家庭・障害福祉課
特別児童扶養手当の支給	20歳未満の在宅中度以上の心身障害児を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障害児の福祉の増進を図ります。	家庭・障害福祉課
入学支援金の給付	特別児童扶養手当や児童扶養手当の受給要件を満たす児童が新規入学した場合に入学支援金を給付します。	家庭・障害福祉課
就学経費の一部支給	小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課

(2) 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障害のある人の豊かな地域生活を実現するためには、地域での生活を支援する在宅福祉サービス体制の充実が重要です。

障害者自立支援法の施行により、障害福祉サービスの体系は大きく変革し、地域生活支援事業の実施など、障害のある人の地域生活を支えるために、今まで以上に質・量ともに過不足ないサービス提供ができるように整備することが重要です。

また、障害のある人の介助は、24時間365日に渡るため、介助や手助けをする人の負担軽減や就労支援を図る体制の整備が重要です。

アンケート調査等では、主な介助者が同居の家族であることが多く、今後、介助や手助けをする家族の高齢化が進むことから、ショートステイや日中一時支援など、安心して預けられるサービスの充実が必要です。

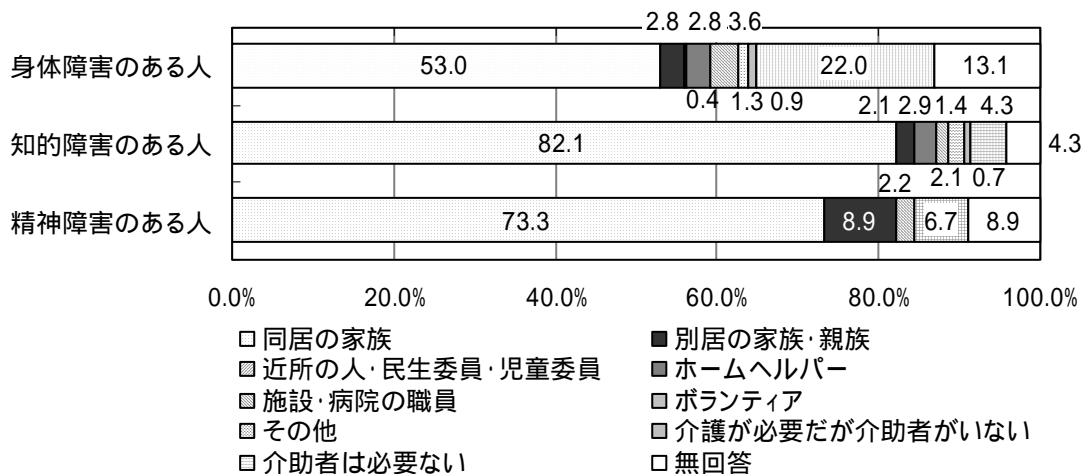
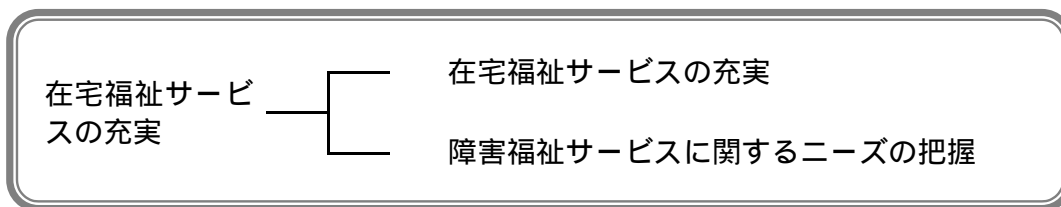


図 主な介助者

施策の方向



今後の取り組み

在宅福祉サービスの充実

保護者及び介助者の負担を軽減するとともに、本人の日常生活の支援を図るため、より一層の在宅福祉サービスの充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
訪問入浴サービスの実施	寝たきり等の在宅重度障害のある人で入浴することが困難な者に対して訪問入浴サービスを実施します。	家庭・障害福祉課
紙おむつ購入費の助成	在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人（児）に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。	家庭・障害福祉課
補装具費の交付・修理費の支給	身体障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障害のある部分を補うため補装具費の交付及び修理費の支給を行います。	家庭・障害福祉課
日常生活用具の給付	在宅で障害のある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障害部位に応じた用具を給付します。	家庭・障害福祉課
サマーホリデイサービス事業の実施	有効な余暇時間の活用と規則正しい生活習慣を維持することを目的として、夏季休暇期間中、サマーホリデイサービス事業を実施し、市内在住で小・中学校障害児学級又は養護学校に通う者を対象に通所での創作的活動・機能訓練等を実施します。	家庭・障害福祉課
児童デイサービス事業の実施	障害のある子どもの各種相談・講習・訓練・情報提供に応じるとともに、児童デイサービス事業の在宅福祉サービスを提供します。	幼児課 家庭・障害福祉課
緊急通報システムによる緊急時対応の整備	「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。	長寿福祉課 家庭・障害福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
在宅福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図り、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障害のある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援などによる支援を行います。	家庭・障害福祉課
障害者地域活動支援センターの充実	障害者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障害者デイサービスセンターや湖南地域障害者生活支援センターで在宅の障害のある人が創作活動や社会との交流の促進、入浴サービスなどを行います。	家庭・障害福祉課
外出支援の充実	屋外での移動に困難がある障害のある人について外出の為に介護を行い、社会参加の促進を図ります。	家庭・障害福祉課
各種割引制度の周知	民間バス運賃の割引、JR運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引などの制度の周知に努めます。	家庭・障害福祉課

障害福祉サービスに関するニーズの把握

障害福祉サービスを充実するために、障害のある人やその家族などとのヒアリング等を実施し、ニーズの把握に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
ヒアリング等によるニーズの把握	必要に応じて、各種関係団体等とのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。	家庭・障害福祉課
関係団体等との連携によるニーズの把握	各種団体やボランティア、民生委員・児童委員と連携し、障害のある人の福祉ニーズに対応した各種サービスを提供します。また、ネットワーク活動の補充に向けた啓発を検討します。	社会福祉協議会

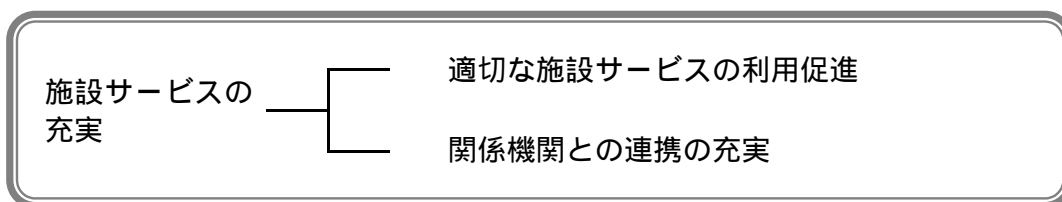
(3) 施設サービスの充実

現状と課題

障害者自立支援法の施行により、施設入所者の地域移行を推進し、可能な限り地域で自立して生活を営めるよう支援を行っていくことが必要です。しかし、家庭や地域での生活が困難な重度障害のある人や専門性の高い施設への入所が必要な障害のある人には、安心して快適に生活を送れる環境を整えていくことが必要であり、適切なケアマネジメントを行うことが必要です。

また、障害の特性によっては、常に医療を必要とする場合があり、障害の特性に関わらず、誰もが安心して暮らせる入所施設の充実が必要です。

施策の方向



今後の取り組み

適切な施設サービスの利用促進

障害の特性や生活状況に応じた適切な施設利用ができるよう、通所・入所施設の利用を支援します。

今後の取り組み	内 容	関係課
更生施設等の整備	今後の需要に応じて、更生施設等の整備について支援します。	家庭・障害福祉課
入所・通所にかかる負担金の一部助成	障害者関係施設に入（通）所した場合に、県の施策の動向と整合性を図りながら、本人及び扶養義務者が負担する負担金を一部助成します。	家庭・障害福祉課
新体系への移行支援	平成23年度までに、従来の24時間を通じた施設での生活から、日中は日中系サービスを利用して地域と交わる生活をし、施設サービスは夜間における居住の場として提供できる体制へ移行できるように支援します。	家庭・障害福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
精神障害者社会復帰施設の運営支援	精神障害のある人に対し生活や就労などのための訓練の場として設置されている精神障害者社会復帰施設の運営を支援します。	家庭・障害福祉課

関係機関との連携の充実

関係機関との連携を図り、施設サービスを充実します。

今後の取り組み	内 容	関係課
関係機関の情報の共有化	個別ケア会議等において、障害のある人のニーズや問題ケース等の情報を共有し、意識の向上を図り、施設におけるサービスを充実します。	家庭・障害福祉課

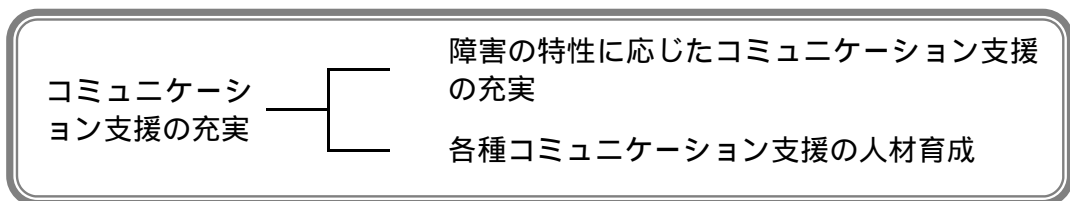
(4) コミュニケーション支援の充実

現状と課題

障害のある人の積極的な社会参加を促進するためには、障害の特性により情報の伝達が困難な人に対するコミュニケーション支援の強化が重要です。

本市では、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障害の特性に応じたコミュニケーション支援を行っていますが、より一層の充実を図るため、手話通訳者や要約筆記者奉仕員等の人材育成をはじめ、様々な障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実が必要です。

施策の方向



今後の取り組み

障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実

利用者のニーズを把握し、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
コミュニケーション支援事業の周知・利用促進	コミュニケーション支援事業の周知を図り、利用を促進します。	家庭・障害福祉課
手話通訳者、要約筆記者奉仕員の派遣	聴覚障害のある人に対し、手話通訳者、要約筆記者奉仕員を派遣します。	家庭・障害福祉課
市役所における手話通訳できる職員の配置	市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	家庭・障害福祉課
「耳マーク表示板」の設置	聴覚障害のある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように市役所等に「耳マーク表示板」を設置します。 また、銀行や病院など公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障害者のコミュニケーションを支援します。	家庭・障害福祉課

各種コミュニケーション支援の人材育成

手話、点字、要約筆記などの講座を開催し、人材の育成に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
手話通訳者等の人材育成	広く市民に向け、聴覚障害に対する理解を深めることと手話の普及を図るために「手話入門講座」等を開催し、手話通訳者等の人材育成に努めます。	家庭・障害福祉課

(5) 情報提供の充実

現状と課題

障害のある人が地域で安心して生活を送るためには、必要な情報を自ら選択し、容易に得ることができる情報提供の充実が重要です。

アンケート調査等では、障害のある人の多くが市の広報や回覧から情報を入手しており、広報や回覧による情報提供のより一層の充実が必要です。

また、近年ではパソコン等の普及により、必要な情報をインターネットから入手する若い世代が増加しており、障害のある人が必要な情報を容易に入手できるよう、IT(情報通信技術)機器や携帯電話などの活用や障害者関係団体等との連携による情報提供など、様々な情報提供手段が必要です。

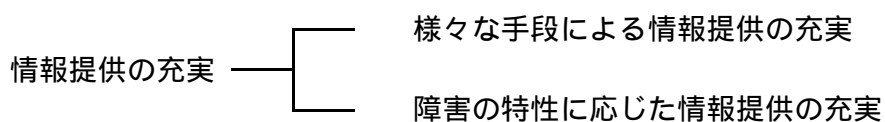
表 福祉情報の入手手段

単位：%

	有効回答数(件)	市の広報や回覧	障害者関係団体などの機関誌	民生委員・児童委員	市の職員(保健師・福祉担当)	市などの行政窓口	新聞やテレビ・ラジオ	電話による問い合わせ	市のホームページ	パソコンなどによるインターネット
身体障害のある人	1,018	55.7	8.8	8.9	12.9	13.6	22.6	5.6	3.3	4.1
知的障害のある人	140	37.9	10.0	2.9	16.4	16.4	13.6	3.6	0.7	2.1
精神障害のある人	45	42.2	11.1	6.7	28.9	28.9	33.3	8.9	2.2	2.2

	有効回答数(件)	携帯電話によるインターネット	園や学校	事業所	家族	友人	障害者生活支援センター	その他	特になし	無回答
身体障害のある人	1,018	0.7	2.7	2.5	22.6	6.3	4.4	1.9	6.4	15.4
知的障害のある人	140	0.0	17.1	22.9	44.3	10.0	15.0	4.3	6.4	5.0
精神障害のある人	45	0.0	0.0	11.1	26.7	15.6	24.4	2.2	8.9	6.7

施策の方向



今後の取り組み

様々な手段による情報提供の充実

障害者福祉施策等の情報について、様々な情報提供手段により、情報提供の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
広報誌やホームページによる情報提供	市の広報誌やホームページ等を通じて、情報提供の充実を図ります。	関係各課
各種手帳交付の周知	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付の周知を図り、障害特性に応じた施策推進及び各種サービスの提供を行い、障害のある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。	家庭・障害福祉課
「ハートプラスマーク」の発行	内部障害等に対する社会的理解を促進し、目に見えない障害により生じる不利益を解消するため、「ハートプラスマーク」を発行します。	家庭・障害福祉課
「障害福祉のてびき」の発行	障害に対する正しい知識と理解を得るため、改訂版「障害福祉のてびき」を発行し、障害福祉サービスの周知を行います。	家庭・障害福祉課
聴覚障害のある人に対する通信手段の確保	市役所や栗東駅に公衆ファックスを設置し、聴覚障害のある人の通信手段の確保を行います。	家庭・障害福祉課

障害の特性に応じた情報提供の充実

自分で情報を選択することが難しい障害のある人に対し、障害の特性に応じた利用しやすい情報提供に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
視覚障害のある人に対する朗読サービスを実施	視覚障害のある人に対して、対面朗読奉仕員によるコミュニティセンター・図書館・自宅での朗読サービスを実施します。	ボランティア市民活動支援センター 図書館
市の広報紙等の点訳・音訳	市の広報紙「広報りっとう」「栗東・ふくし」や個人依頼の情報を点訳・音訳します。	ボランティア市民活動支援センター 政策秘書課
図書館蔵書の音訳・点訳	読者から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳します。	図書館

(6) 総合相談機能の充実

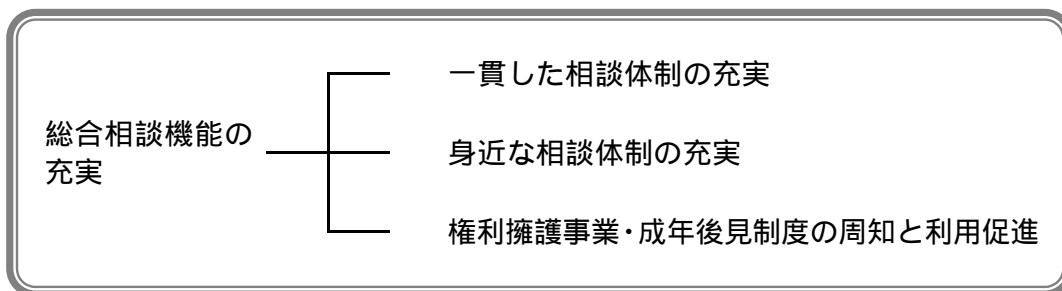
現状と課題

障害の有無に関わらず、悩みの内容はライフステージによって異なり、ライフステージに対応した相談体制の充実とともに、一生を通した総合的な相談体制の充実が重要です。

本市では、各種相談支援事業を実施していますが、障害のある人が個々の直面している様々な問題について、必ずしも充分に対応できているとは言えません。

そのため、障害のある人やその家族が気軽に相談できる総合的な相談体制の充実が必要です。

施策の方向



今後の取り組み

一貫した相談体制の充実

障害の特性や発達段階に応じた適切な支援をするため、関係機関との連携やケアマネジメントの実施により相談機能の充実を図るとともに、ライフステージを通した一貫した相談体制を整備します。

今後の取り組み	内 容	関係課
地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	障害のある人の相談・援助等の相談支援について、地域活動支援センターとの連携を図りながら、障害の特性に応じた相談支援体制の充実を図ります。	家庭・障害福祉課
栗東市障害児・者自立支援協議会の設置	障害のある人の日常生活に関わる相談に総合的な観点から対応できるよう、栗東市障害児・者自立支援協議会を設置し、関係機関とのネットワークづくりを行います。	家庭・障害福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
在宅重度身体障害者訪問診査の周知	日常生活に著しい支障のある在宅の重度身体障害のある人を把握し、医師等の派遣による在宅重度身体障害者訪問診査の周知に努めます。	家庭・障害福祉課
就学相談の機会の充実	就学相談における十分な相談時間の確保など、就学相談の機会の充実を図ります。	学校教育課 幼児課

身近な相談体制の充実

障害のある人が気軽に立ち寄れ、日常生活の中で身近に相談できる体制を整備します。

今後の取り組み	内 容	関係課
身体障害者・知的障害者相談員の質・量の向上	身体障害者・知的障害者相談員の増員を図るとともに、相談員の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。	家庭・障害福祉課
民生委員・児童委員による身近で適切な相談支援	地域住民の最も身近な相談・援助者として民生委員・児童委員を設置し、相談、支援活動の中における基本的人権の尊重と個人情報保護の確保、住民の生活実態や福祉課題を把握し、適切な相談支援を行います。また、関係機関、団体等と連携・協働した地域福祉活動の展開、人権に関する研修を実施します。	社会福祉協議会 福祉保険課
第三者機関と連携による苦情や問題解決に向けた取り組みの充実	障害のある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取り組みの充実を図ります。	家庭・障害福祉課

権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用促進

権利擁護事業や成年後見人制度の周知及び利用の促進を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
成年後見制度の周知・利用促進	判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等が財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないように、成年後見制度の周知及び利用の促進を図ります。	家庭・障害福祉課
地域権利擁護事業の周知・利用促進	判断能力が十分でない知的障害者や精神障害者等に対して社会福祉協議会が行う地域権利擁護事業により適切なサービスができるよう支援すると共に、本制度の利用について積極的に啓発を図ります。	家庭・障害福祉課 社会福祉協議会

4 学習機会の充実と社会参加の促進

(1) 就学前対応と就学指導の充実

現状と課題

障害のある子どもたちが健やかに成長するためには、障害を早期に発見し、乳幼児期からの適切な療育を行うことが重要です。

アンケート調査等では、知的障害の発生年齢は0～3歳がピークとなっているものの、手帳を取得した年齢が4～11歳と、発生から手帳の取得までに間があります。

これらの原因として、親が子どもの障害を受容できないことが原因の一つとして考えられるため、健康診査などによる早期発見、早期療育へと繋がる体制の充実に努めることが重要です。

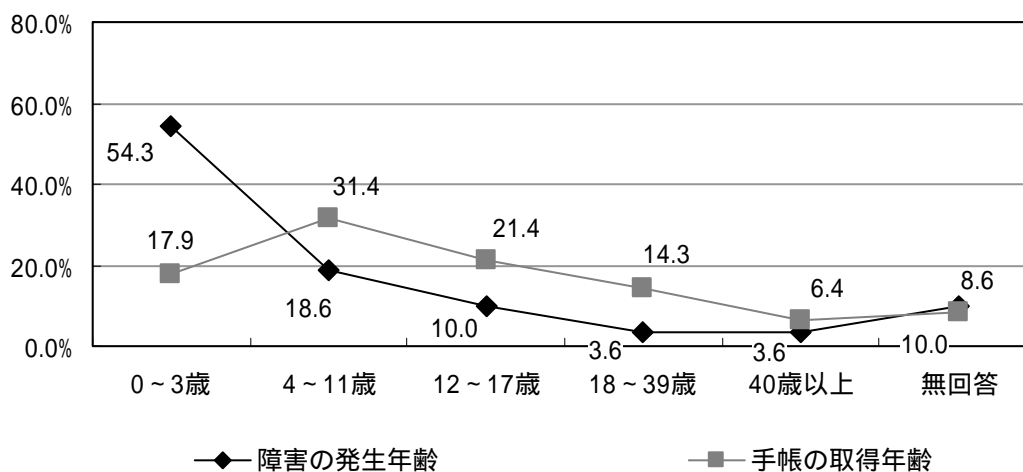


図 知的障害の発生年齢と療育手帳の交付年齢

施策の方向

就学前対応と就学指導の充実

乳幼児の保護者への障害に対する正しい理解の普及

療育体制の充実

障害児保育の充実

今後の取り組み

乳幼児の保護者への障害に対する正しい理解の普及

早期発見、早期療育のため、乳幼児期の保護者の障害受容を促す啓発活動や理解促進を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
発達相談の充実	健診の機会を通じて、発達障害等が考えられる子どもの保護者に対し、障害を受容できるよう、きめ細やかな発達相談や支援できる体制を整備します。また、必要に応じて、適切な療育機関と連携を図り、早期療育に努めます。	健康増進課 幼児課

療育体制の充実

幼児期からの継続した療育体制を整備し、発達段階に応じた一貫性のある療育体制を確立するため、医療、保健や関係機関と連携を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
就学指導委員会の充実	適正な保育の場に就園できるよう、就学指導委員会や専門部会の機能の充実を図ります。	幼児課
「ことばの教室」の実施	幼児・児童・生徒を対象に通級指導や教育相談・発達諸検査等を実施します。	学校教育課 幼児課
たんぼぼ教室の充実	遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め成長発達を支援するとともに社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。	幼児課

障害児保育の充実

保育園や幼稚園において、関係機関との連携を強化し、障害児保育を充実します。

今後の取り組み	内 容	関係課
保育園・幼稚園における指導の充実	家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、ひとり一人の発達課題に応じて園巡回訪問や特別支援教育を実施し、園内体制の充実を図ります。	幼児課

今後の取り組み	内 容	関係課
保育園・幼稚園における障害児保育の充実	保育園・幼稚園での障害児保育の推進のため総合保育を進めながら、生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障害児加配職員や看護師の配置、加配保育士・加配教諭の障害児保育の研修会を実施します。	幼児課

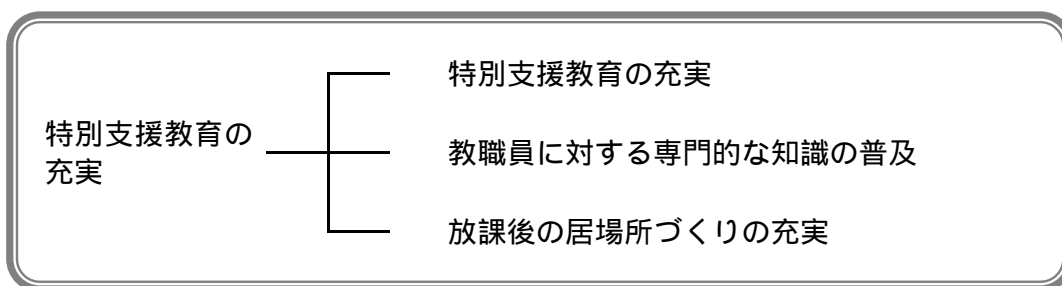
(2) 特別支援教育の充実

現状と課題

平成19年4月から、従来の特殊教育から特別支援教育に移行する中で、特別支援学校となる養護学校等との連携や適切な個別の教育支援計画に基づいた教育指導の充実が重要です。

本市では、障害の特性に応じた指導や個性や能力を最大限に引き出す教育課程の編成、職員に対する指導方法の工夫・改善の研修会を行っており、障害のある子どもの個々の発達段階に応じた、きめ細やかな支援のより一層の充実が必要です。

施策の方向



今後の取り組み

特別支援教育の充実

発達障害を含め、障害のある児童・生徒の教育を充実するため、特別支援教育の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
児童生徒の実態に応じた特別支援学級の設置	児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒のための通級指導等、障害の多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。	学校教育課
教育課程の編成や指導方法の工夫	生徒の個性や能力を最大限に引き出すよう教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。	学校教育課
子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	子どもの成長に合わせた備品や手作りで教材工夫を図るなど教材・教具の充実に努めます。	学校教育課

教職員に対する専門的な知識の普及

教職員の研修を実施し、より専門的な知識の普及と障害に対する理解を促進します。

今後の取り組み	内 容	関係課
教職員の指導力の向上	教職員に対して、特別支援教育基礎講座、専門講座等を開催し、教員の特別支援教育に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。	学校教育課 幼児課

放課後の居場所づくりの充実

学童保育における障害のある児童生徒の受け入れなど、放課後の居場所づくりの充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
障害児地域活動施設の整備	放課後、地域において他の児童や住民とのかかわりの中で社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、必要に応じた障害児地域活動施設の増設・増築等をめざします。	家庭・障害福祉課

(3) 社会参加の促進

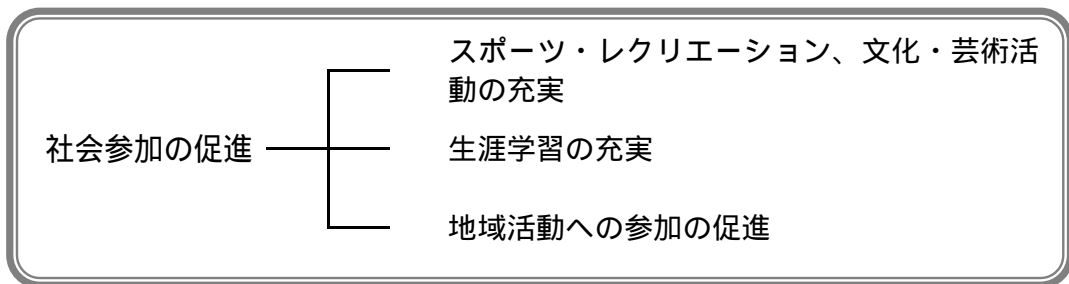
現状と課題

障害のある人が充実した生きがいのある人生を送るため、スポーツやレクリエーション、文化活動への参加機会の拡充や生涯学習活動の充実が重要です。

本市では、「みんなのスポーツ講習会」や「栗東ハーフマラソン大会」、「心身障害者レクリエーションスポーツ大会」等を開催しており、今後も障害のある人が安心して参加できるスポーツやレクリエーション活動の充実が必要です。

また、今後、障害のある人の積極的な社会参加を促し、生活の質(QOL)を向上させるため、スポーツやレクリエーション活動だけでなく、様々な文化・芸術活動や生涯学習等の充実が必要です。

施策の方向



今後の取り組み

スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実

障害のある人のスポーツやレクリエーション、文化・芸術活動への参加機会の拡充を図るとともに、障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
スポーツ・レクリエーション大会の開催	心身障害のある人がスポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティア確保を行います。	家庭・障害福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
スポーツ・レクリエーション事業の推進	障害のある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(財)栗東市文化体育振興事業団、(社)栗東市体育協会等が進める各種事業においても障害のある人にやさしい対応ができるような指導、助言を行います。	生涯学習課
文化・スポーツ施設の改善	文化・スポーツ施設を障害のある人が容易に利用できるよう改善します。	生涯学習課
芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	芸術文化施設を障害のある人が容易に利用できるとともに快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障害のある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障害者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。	生涯学習課
自然体験「キャンプ」の実施	在宅の心身障害のある人(児)を対象とした生活訓練を目的としたキャンプを実施します。	社会福祉協議会

生涯学習の充実

学習機会の充実を図るとともに、障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
各種情報の提供と講座・研修会等の開催	障害のある人に対する各種情報の提供、講座、研修会等の開催を推進し、自立した生活を維持する生活技術・技能の訓練及び習得を図ります。	社会福祉協議会
講座に参加しやすい環境整備	じんけんセミナー等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応の配置や12月の「人権週間」にあわせた人権文化事業の開催など、希望する誰もが参加できる講座を開催します。	人権政策課
誰もが参加できる公開講座・セミナーの開催	希望する誰もが参加できる公開講座・セミナーを開催します。	生涯学習課 社会福祉協議会

地域活動への参加の促進

障害のある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
地域活動に参加しやすい環境の整備	障害のある人の地域活動への参加を促進するために、障害に対する正しい理解を促進するとともに、自治会等に「コミュニケーション支援事業等」障害福祉サービスの周知を図り、障害のある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。	家庭・障害福祉課
自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部助成	自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を助成します。	市民活動推進課

(4) 移動支援の充実

現状と課題

障害のある人の積極的な社会参加を促すためには、外出しやすい環境づくりが必要であり、そのための移動支援や交通対策が要です。

本市では独自事業として「くりちゃんバス」を運行していますが、より一層の充実を図るため、利用者のニーズに応じた運行状況の見直しなどが求められます。

また、アンケート調査等では、外出時の支援を必要としている障害のある人が多く、障害のある人の外出を促進するための移動支援の充実が必要です。

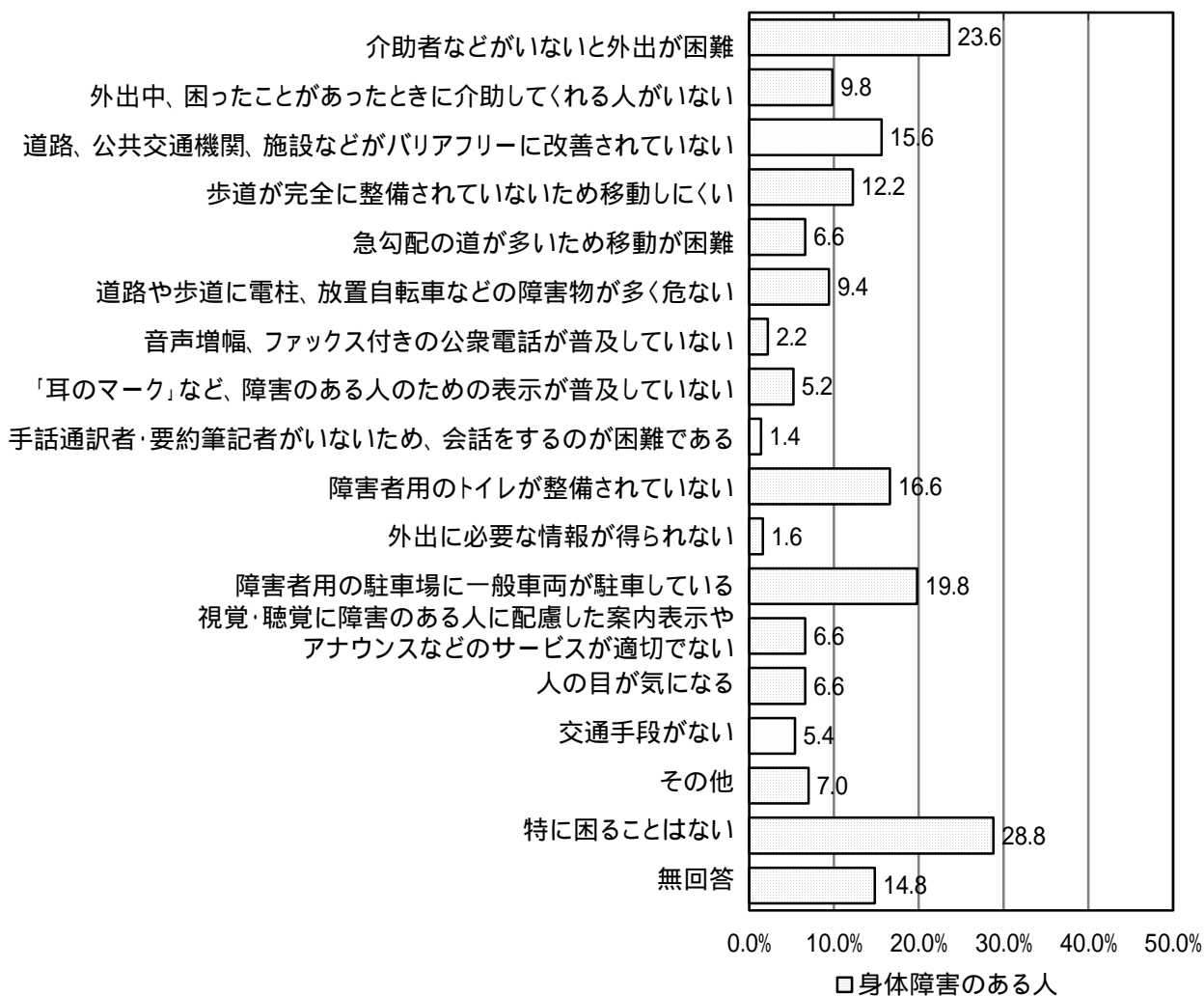


図 外出時に困ること

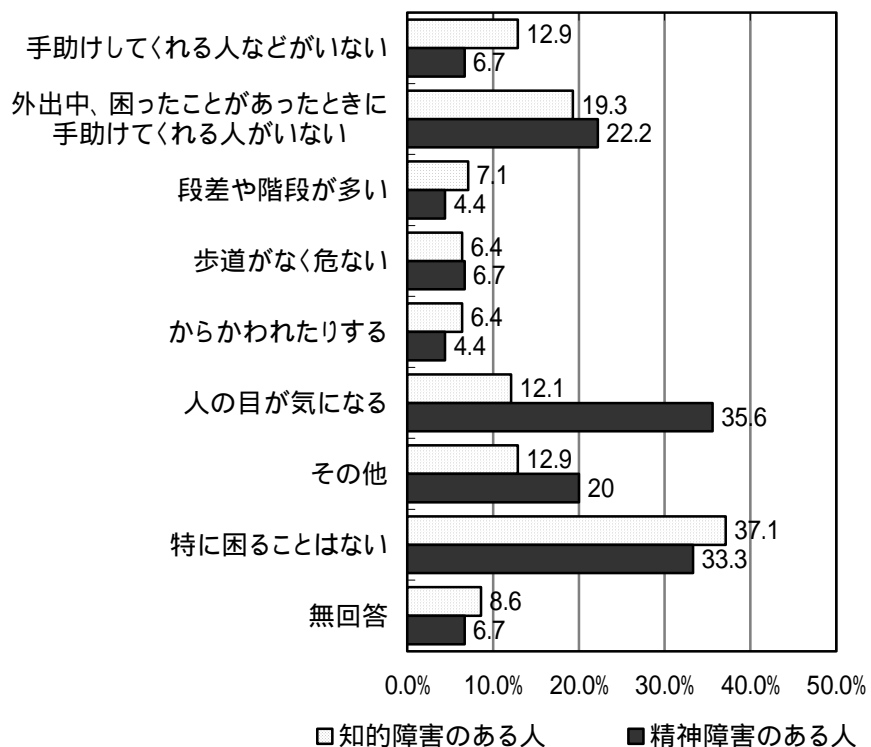


図 外出時に困ること

施策の方向

移動支援の充実 ————— 移動支援の充実

今後の取り組み

移動支援の充実

障害のある人の社会参加を促進するため、移動支援の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
移動支援事業の充実	屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。	家庭・障害福祉課
タクシー代・ガソリン代の一部助成	在宅の重度障害のある人・透析を必要とする者に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。	家庭・障害福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
リフト付きタクシーの運行	リフト付きタクシーを民間輸送事業者に運行を委託し、車いす使用者・寝たきり高齢者等の社会参加・通院等の支援を図ります。	家庭・障害福祉課
コミュニティバスの運行による移動手段の確保	栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。また、バリアフリー対応車両の全路線導入等、運行サービスの充実に努めます。	交通政策課

5 就労の促進

(1) 一般就労の促進

現状と課題

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、障害のある人の適性や能力に応じた就労の機会や就労の場の確保が重要です。そのためには、障害のある人が一般就労へ円滑に移行できるように福祉施策と雇用施策の連携及び公共職業安定所等の関係機関との連携により障害者雇用の促進に努めることが必要です。

アンケート調査等では、障害のある人の雇用に不満を感じている人が多く、就労機会だけでなく、就労に向けた職業訓練や企業側に対する障害雇用への意識啓発等、障害のある人の就労を支援するための取り組みが必要です。

また、企業等へ就労後も、障害の特性や就労環境によって、長期にわたる就労が困難な場合があり、就労を継続するための支援が求められます。

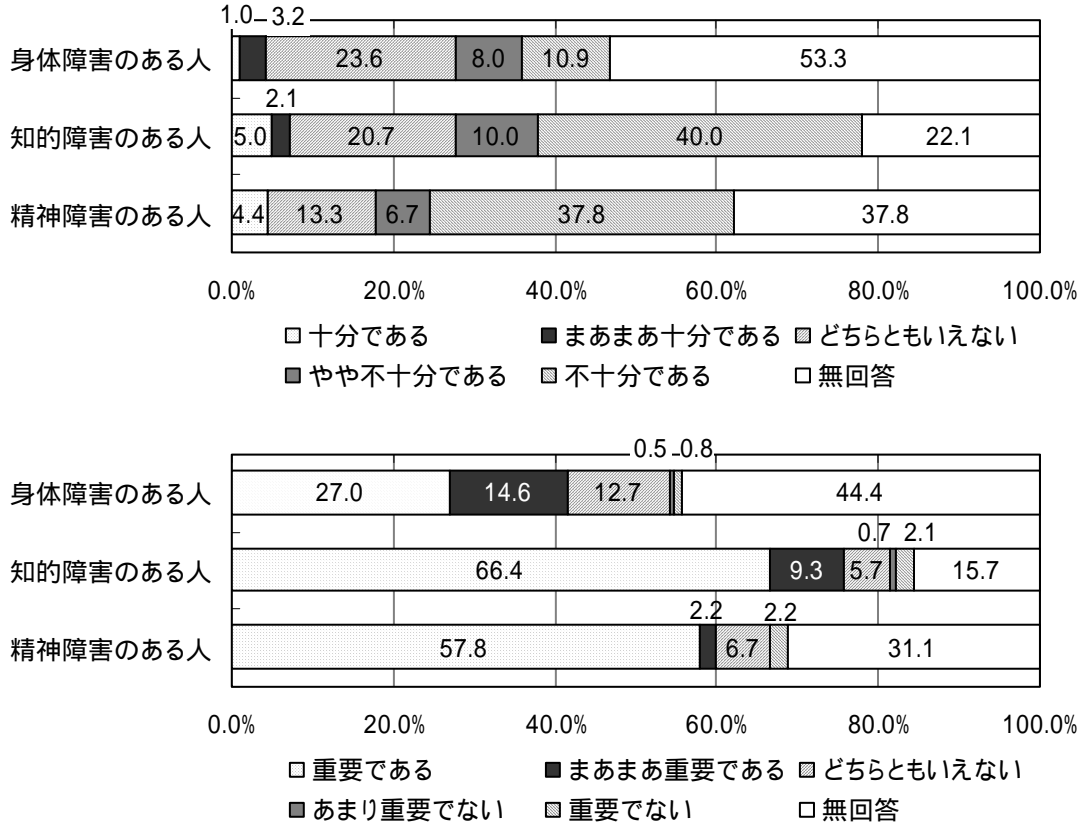
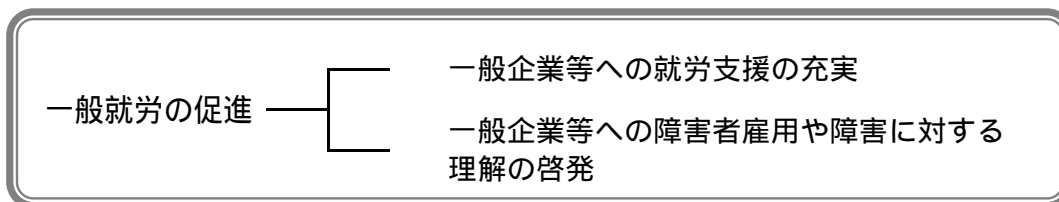


図 障害のある人の雇用に対する満足度・施策の重要度

施策の方向



今後の取り組み

一般企業等への就労支援の充実

障害者自立支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業などを推進するとともに、関係機関と連携し、障害のある人の就労機会の提供に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
障害者雇用支援センターの運営支援	障害のある人に就職準備のための訓練等の場を提供し、共同作業所等の連携や職域拡大・各種相談事業を行う障害者雇用支援センターの運営を支援します。	商工観光労政課 家庭・障害福祉課
公共職業安定機関等の相談機能の充実	公共職業安定所・障害者職業センター・県障害者雇用支援センターとの連携を図り、相談・情報提供・職場開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。	商工観光労政課 家庭・障害福祉課
働き・暮らし応援センターの整備	湖南地域における障害者の就労・雇用支援を福祉部門と労政部門と連携する中で働き・暮らし応援センターの整備に努めます。	家庭・障害福祉課
就労支援計画の充実	湖南地区就労支援計画や栗東市就労支援計画で定められている湖南就労サポートセンターとの連携を強化し、障害者等の就労困難者の雇用促進を図ります。	商工観光労政課 家庭・障害福祉課
就労移行支援事業の推進	一般企業等に就労希望の障害者に一定期間、就労に必要な知識や能力向上の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進します。	家庭・障害福祉課 商工観光労政課
就職支度金の支給	身体障害者更生援護施設入所者や精神障害のある人が、訓練を終了し、就職する等により自立する場合に就職支度金を支給します。	家庭・障害福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
更生訓練費の支給	更生援護施設入所者又は通所者に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。	家庭・障害福祉課
生活福祉資金の貸付	障害のある人が日常生活の便宜又は社会参加の促進を図るための相談や生活福祉資金の貸付を行い、開業・独立を支援します。	社会福祉協議会

一般企業等への障害者雇用や障害に対する理解の啓発

一般企業等に対し、障害のある人に対する雇用や職場内での障害に対する理解について啓発を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
障害者雇用の促進	一般企業に対し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種制度等、関係機関と連携をとりながら障害者雇用の促進を図ります。	商工観光労政課 家庭・障害福祉課

(2) 福祉的就労の促進

現状と課題

障害のある人が、必ずしも一般企業等に就労するわけではなく、一般企業での就労が困難な障害のある人の就労の場として、福祉的就労の促進が重要です。

アンケート調査等では、福祉的就労について重要であると感じている人が多く、障害のある人の社会参加や自立の促進をめざすため、福祉的就労に対する支援の充実が必要です。

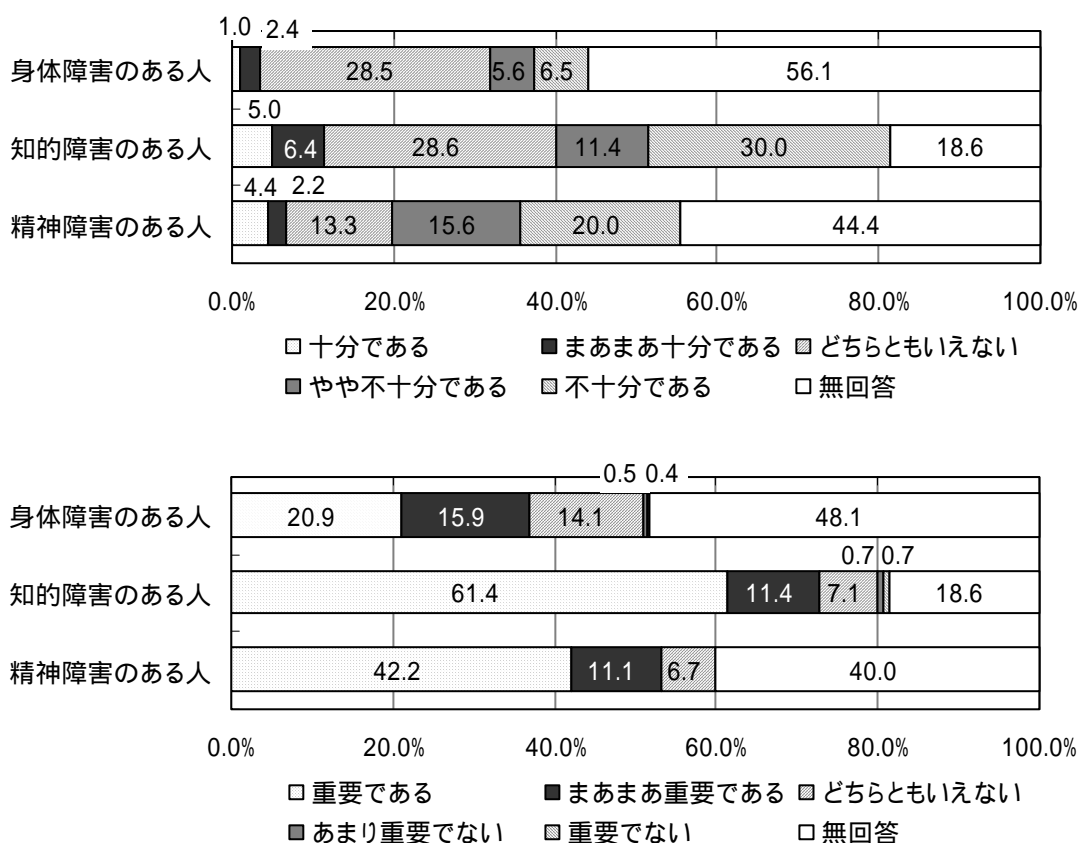


図 福祉的就労に対する満足度・施策の重要度

施策の方向

福祉的就労の促進 ————— 福祉的就労の促進

今後の取り組み

福祉的就労の促進

企業等で就労が困難な障害のある人に対しては、障害者自立支援法に基づく日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
就労継続支援事業等への移行支援	今後予想される養護学校卒業生の増大や障害の重度・重複化、施設等からの地域移行に伴う受け皿として、授産施設などが、円滑に就労継続支援事業等へ移行できるよう促進します。	家庭・障害福祉課
就労移行支援事業等への移行支援	市内の通所授産施設・共同作業所が生活介護、就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターへ移行するための支援や手続きなどの側面支援を行います、	家庭・障害福祉課
授産製品の販路拡大	授産製品の販路拡大のために、各種イベントに関する情報提供を行い、参加を促進します。	家庭・障害福祉課

6 生活環境の整備

(1) バリアフリー化の促進

現状と課題

障害のある人が安心して外出し、社会参加するためには、ユニバーサルデザインのまちづくりや道路、建築物等のバリアフリー化が重要です。

アンケート調査等では、障害者用の駐車場に一般車両が駐車してあったり、道路、公共交通機関、施設などがバリアフリーになっていなかったりするため、外出が困難な人が多くなっており、バリアフリー化をはじめとする生活環境の整備や交通安全対策の充実が必要です。

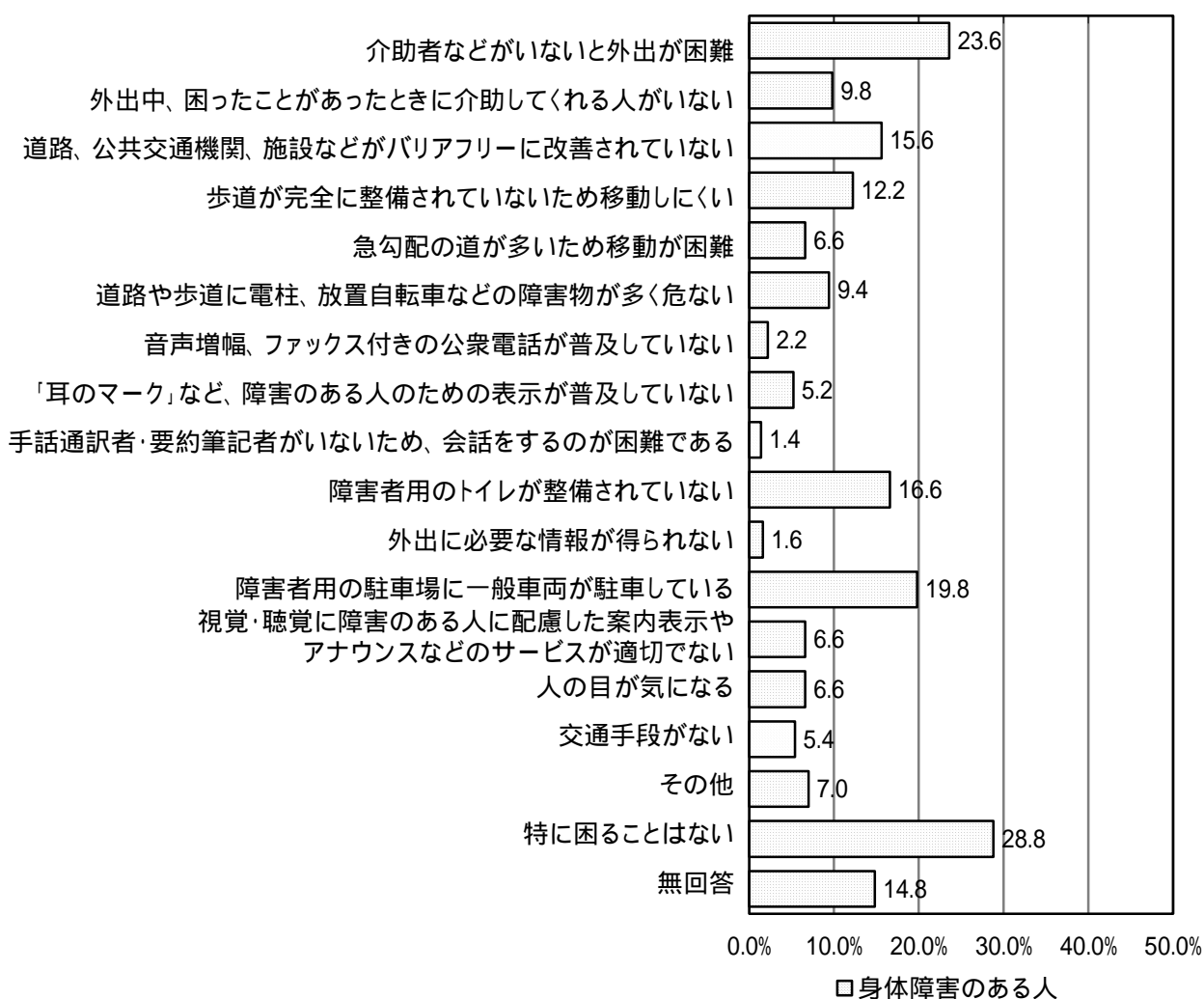


図 外出時に困ること（再掲）

施策の方向

バリアフリー ————— バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進
 化の促進

今後の取り組み

バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

障害のある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
小・中学校の施設のバリアフリー化	障害のある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育委員会総務課
事業者に対する指導・助言	「だれもが住みたくなる滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して障害のある人の立場にたった指導・助言を行います。	都市計画課 家庭・障害福祉課
福祉のまちづくり意識の啓発	福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るよう住民・事業者等の理解を深めるために、啓発に努めます。	家庭・障害福祉課
安全で快適な歩行空間の確保	障害のある人の需要に応じ、障害のある人の利用に配慮した幅員の広い使いやすい歩道整備や段差の適切な切り下げ・点字ブロックの敷設等を推進し、移動の連続性と安全で快適な歩行空間の確保に努めます。	道路河川課
交通安全施設の整備推進	音響信号機の整備など障害のある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。	交通政策課
交通マナーの向上	通行に支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車防止等啓発に努めます。	交通政策課
道路の適正使用にかかる指導強化	道路占用許可に際して厳正に審査をし、関係機関・団体との連携協力のもと、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。	土木管理課

(2) 防犯・防災対策の充実

現状と課題

障害のある人が安心して暮らせる社会を実現するため、防犯・防災体制の充実が重要です。

アンケート調査等では、災害や緊急時に障害のある人が情報を得る手段として、家族や近所の人など身近な人が多くなっており、地域を含めた緊急時の情報伝達体制の充実が必要です。また、避難時や避難生活での不安感も高く、災害発生時や避難生活など、地域における防災対策の充実が重要です。

また、障害のある人が犯罪に巻き込まれることを防ぎ、地域における安心した生活を確保するため、防犯対策の強化が求められます。

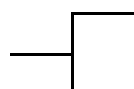
表 緊急時情報を得る手段

単位：%

	有効回答数(件)	家族や近所の人	テレビ	ラジオ	ファックス	パソコン	携帯電話	その他	特になし	無回答
身体障害のある人	1,018	59.1	58.3	23.3	4.4	6.6	22.8	2.3	2.5	14.7
知的障害のある人	140	77.1	50.7	14.3	1.4	2.1	10.0	4.3	2.9	2.9
精神障害のある人	45	51.1	73.3	22.2	0.0	8.9	26.7	6.7	2.2	8.9

施策の方向

防犯・防災対策
の充実



防災体制の充実

防犯対策の充実

今後の取り組み

防災体制の充実

緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における要援護者の把握、避難方法や避難生活など、被災後の対策の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線設備整備により、緊急時の情報伝達体制を充実します。	危機管理課 家庭・障害福祉課
要援護者台帳の整備・検討	関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障害のある人にかかる要援護者台帳の整備・検討を進めます。	家庭・障害福祉課
防災体制の充実	「栗東市地域防災計画」、「栗東市国民保護計画」に基づき、障害のある人の避難方法や避難生活（福祉避難所の開設）など、被災後の対策を含めた防災体制の充実を図ります。	危機管理課 家庭・障害福祉課

防犯対策の充実

交通安全を含めた防犯対策の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
自主防犯活動のための支援と情報提供	地域で自主防犯活動が活発にできるよう適切な支援と情報の提供を行います。	危機管理課
交通安全や防犯に関する出前講座の実施	障害者関係団体等からの依頼に応じて、交通安全や防犯に関する出前講座を実施します。	関係各課
障害者関係団体の開催する交通安全教室の支援	障害者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障害のある人の交通ルールの啓発等を支援します。	交通政策課 家庭・障害福祉課

(3) 居住支援の充実

現状と課題

施設入所者や退院可能な精神障害のある人の在宅生活移行を促進する中で、安全で住みやすい住宅の整備が重要です。

アンケート調査等では、現在の住まいに不自由さを感じている人が多く、住宅改造に対する支援の充実が必要です。

本市では、障害者向け公営住宅を管理しており、今後も、障害のある人が地域で自立した生活を送れるよう、グループホームやケアホームの整備など、住宅供給体制の充実が必要です。

また、グループホームやケアホームの設置に対する、地域の住民への啓発活動が求められます。

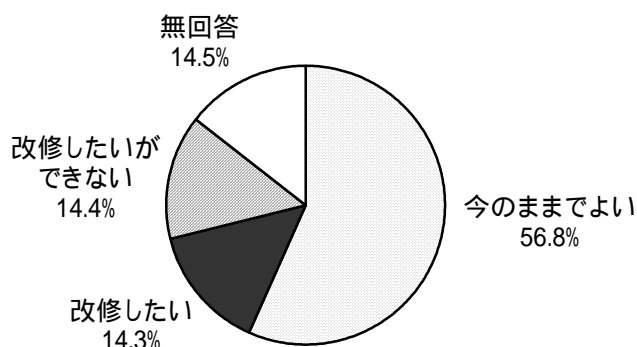
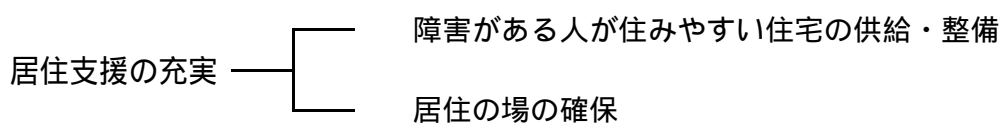


図 身体障害のある人の住宅改造の希望

施策の方向



今後の取り組み

障害がある人が住みやすい住宅の供給・整備

住宅改造を含めた安全で住みやすい住宅の供給と整備を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
在宅生活を送るためのアドバイスの充実	在宅の障害のある人の日常生活を容易にするため、障害のある人からの住宅改造における相談があった場合に、障害のある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具などの利用が自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。また、住宅改造後の訪問チェックを行います。	長寿福祉課 家庭・障害福祉課
住宅改造に伴う経費の一部助成	在宅の重度障害のある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。	家庭・障害福祉課

居住の場の確保

障害のある人が地域で生活をするため、居住の場の確保に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化	市営住宅の改善等の事業において、手すりの設置など利用者に配慮した住宅整備を進め、ユニバーサル化を図ります。	土木管理課
グループホーム・ケアホームの設置に対する支援	地域の中で共同生活を営むため、自立生活の援助を行うグループホームやケアホームの設置について支援します。また、設置の際は、周辺住民の理解を促進します。	家庭・障害福祉課